

事務連絡
令和5年6月5日

県内 保険医療機関、保険薬局
訪問看護ステーション 各位

茅ヶ崎市こども育成部こども政策課

茅ヶ崎市小児医療費助成事業の制度改正について（お知らせ）

日頃より本市の医療費助成事業の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和5年7月診療分より、茅ヶ崎市小児医療費助成事業において「4歳から中学3年生」までに設定している保護者の所得制限と、「小学4年生から中学3年生」までに設定している一部負担金（通院1回あたり500円上限）を撤廃することとなりました。

つきましては、貴院のレセプトコンピューターの設定変更や、対象児童の受診に際しての御配慮をいただきたくお願い申し上げます。

今後も、本制度の円滑な実施に向け周知に努めますので、皆様の御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

1. 小児医療費助成事業の概要

現行（令和5年6月診療分まで）

対象年齢	所得制限	公費負担者番号	通院	調剤	入院
0歳から 3歳まで	なし	81140089	全額助成	全額 助成	全額 助成
4歳から 小学3年生まで	あり	81140089	全額助成	全額 助成	全額 助成
小学4年生から 中学3年生まで	あり	81149080	1回あたり 500円を 超えた分を助成	全額 助成	全額 助成

改正後（令和5年7月診療分から）

対象年齢	所得制限	公費負担者番号	通院	調剤	入院
0歳から 中学3年生まで	なし	81140089	全額助成	全額助成	全額助成

2. 公費負担者番号

令和5年7月診療分より、茅ヶ崎市の小児医療証は公費負担者番号**81140089**のみ使用します。請求の際は、お間違いのないようお気を付けください。